

令和6年10月からの児童手当の制度改正（対象拡充）について

1 主な改正内容について

(1) 支給対象年齢の拡大

児童手当の支給対象となる子の年齢が高校生年代までとなります。

(2) 所得制限の撤廃

主たる生計維持者の所得に関係なく、児童手当が支給されます。

(3) 第3子以降加算額の増額

第3子以降の高校生年代までの子は、月額3万円の支給となります。

(4) 第3子以降加算カウント方法の変更

大学生年代以下から数えて3番目以降の子の手当に「第3子以降加算額の増額」が適用されます。これは、大学生年代の子の生計を監護相当・維持している場合に該当するものであり、「監護相当・生計費負担についての確認書」の提出が**必要**となります。

(5) 支払月の変更

児童手当の支払いが年6回（偶数月）となり、2ヶ月分の手当が隔月支給となります。制度改正後の最初の支払いは、令和6年12月（令和6年10月分・11月分）となります。

(6) 支払通知書の廃止

支払月が年6回になることに伴い、事務負担軽減の観点から支払通知書が廃止となります。支払状況等については、通帳の記帳などによりご確認ください。

	改正前（令和6年9月まで）	改正後（令和6年10月から）
支給対象	中学生修了までの国内に住所を有する児童 （15歳到達後の最初の年度末まで）	<u>高校生年代までの国内に住所を有する児童</u> （18歳到達後の最初の年度末まで）
所得制限	あり ・所得制限以上で特例給付（月額5,000円） ・所得上限以上で支給なし	<u>所得制限なし</u>
手当月額	3歳未満 : 15,000円 3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子 : 10,000円 ・第3子以降 : 15,000円 中学生 : 10,000円 所得制限以上 : 5,000円（特例給付）	3歳未満 ・第1子、第2子 : 15,000円 ・ <u>第3子以降 : 30,000円</u> 3歳～ <u>高校生年代</u> ・第1子、第2子 : 10,000円 ・ <u>第3子以降 : 30,000円</u>
第3子以降 多子加算カウント	高校生年代まで	<u>22歳の年度末（4年制大学卒業程度）まで</u> （進学・就職等を問わず、親等からの経済的負担がある場合カウント対象）
支払月	年3回 : 2月、6月、10月 （支払月の前月までの4ヶ月分を支給）	<u>年6回 : 2月、4月、6月、8月、10月、12月</u> （支払月の前月までの2ヶ月分を支給）
支払通知書	支払月に合わせて送付	<u>廃止</u>

2 手続き方法について

新たに申請が必要な方には、令和6年8月中旬に申請書を発送し、申請受付は9月上旬から開始する予定です。

- ・下表の①～②に該当する方は、新規での申請が必要となります。対象者には別途通知しますが、万が一通知が届かない場合で、通知は届いていないが該当すると思われる方は、子育て支援課までご連絡ください。
- ・下表の③～⑥に該当する方（現在、児童手当・特例給付を受給している方）の申請は**不要**です。自動的に増額となります。
- ・下表の⑦に該当する方は「監護相当・生計費負担についての確認書」の提出が**必要**となります。

新たに受給資格が生じる方	①受給資格者が所得限度額超過により、現在、児童手当・特例給付を受給していない方
	②中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
受給額が増加する現行受給者	③一定の所得額以上で、特例給付を受けている方
	④高校生年代の児童と中学生以下の児童を養育している方
	⑤現行でも多子加算を受けている方（⑦に該当する場合を除く）
	⑥新たに多子加算を受けることとなる方（⑦に該当する場合を除く）
	⑦新たに多子加算の対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方

※受給資格者（申請者）は、父母のうち所得が高い方となります。

※受給資格者が公務員の場合は、勤務先での手続きとなります。

子育て支援課 子育て給付支援担当
TEL : 022-358-0516